横須賀市（児童相談課）育児休業等代替会計年度任用職員募集要項

職種	一時保護所 児童指導員・保育士（フルタイム）
業務内容	一時保護児童の生活指導及び事務補助事業等 業務内容の変更の範囲：変更なし
勤務場所	横須賀市小川町 16 番地　横須賀市役所　はぐくみかん　児童相談課 ※一時保護所は非公開のため、勤務場所に児童相談課の住所を記載しておりますが、実際の勤務場所は京浜急行「横須賀中央駅」から徒歩圏内となります。（詳細は採用決定後にお知らせします） 勤務場所の変更の範囲：変更なし
募集人数	児童指導員又は保育士いずれか２名
任用期間	随時　～　令和９年３月 31 日
	更新の可能性　あり ・勤務実績等に基づき判断する ・育児休業取得状況による ・更新回数上限４回（最大任期５年）
試用期間	試用期間あり（１か月）
勤務日数	週５日
勤務時間	Ａ勤務　7：00～15：45（休憩 60 分） Ｂ勤務　8：30～17：15（休憩 60 分） Ｃ勤務　9：15～18：00（休憩 60 分） Ｄ勤務 13：00～21：45（休憩 60 分） Ｅ勤務(宿直）12：30～24：00（休憩 75 分） Ｆ勤務(宿直明け）　6：30～12：30（休憩 45 分）※Ｅ・Ｆは通し勤務
休　　日	週２日（シフトによる）
時間外労働	原則なし。ただし、公務のために臨時又は緊急に必要がある場合においては、時間外労働あり。
賃　　金	月額　273,056 円（地域手当相当分含む） （市の規定により別途通勤費を支給） ※人事院勧告に基づき給料表の改定等により遡って給与単価が変更になる場合があります。
加入保険	雇用保険、公務災害補償、健康保険、厚生年金
応募条件 （共通事項）	・令和８年４月１日時点で 65 歳未満の方 （横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則第 19 条(3)に定める、退職に関する規定による。） ・地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人

	・年収調整のためのシフト調整や給与の試算は実施できません。事前に勤務条件や賃金等をご確認の上ご応募お願いいたします。 ・他事業所及び横須賀市役所内部の兼業はできません。
応募条件 （資格等）	・保育士資格、教員免許、社会福祉士資格又は精神保健福祉士資格を有していること。 ・ワード・エクセル等の基本操作が可能なこと。
応募方法	事前に下記担当に電話連絡の上、履歴書（顔写真付）・自己 PR 文（A4用紙1枚程度、様式任意）・資格証明書（写し）を郵送してください。 【提出先】 〒238-8525 横須賀市小川町 16 番地　横須賀市役所　児童相談課　総務係　あて ※ 普通郵便等による郵送の事故等は一切責任を負いません。 ※ 応募書類は返却いたしません。
選考方法	・書類選考及び面接試験により採否を決定します。 （書類選考結果通知は、提出期限後 7 日程度で郵送します。） ・書類選考合格者につき、面接試験を実施します。 ・「保育士」において、児童福祉法第 18 条の 36 第３項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者 （児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条 第１項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。 ・本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。面接試験を受けられる方は、別添の『誓約書』を両面印刷し、署名のうえ面接当日にご提出ください。（押印不要。印刷が難しい場合は、面接当日に会場でご記入いただくことも可能です。） ・申告事項が事実と異なり、資格や犯罪歴などの経歴詐称があると認められた場合は、合格を取り消します。

	※令和９年１月１日以降に採用の方は、最終合格後、採用までの間に、御自身の戸籍情報をこども家庭庁に提出していただきます。
その他	・敷地内禁煙 ・掲載期間：令和９年１月 15 日 ・応募者多数の場合は、期日前に募集を締め切ることがあります。 ・応募後、辞退する場合は必ず連絡してください。
問合せ先	横須賀市役所　児童相談課　総務係 電　話：046-820-2323 担当者：齋藤（サイトウ）

誓 約 書

私は、貴市の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

１．私は、裏面記載の、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

２．採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和　　年　　月　　日

氏　名

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。